主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡村大の上告趣意第一点は、憲法違反をいうが、河川法六条一項、二七条 一項、一〇二条三号が憲法二九条三項に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和三七年(あ)第二九二二号同四三年一一月二七日大法廷判決・刑集二二巻 一二号一四〇二頁)の趣旨に照らし明らかであるから、論旨は理由がない。

同第二点ないし第五点は、原審で主張、判断を経ていない事項に関する違憲の主 張であるから、上告適法の理由にあたらない。

同第六点は、憲法違反をいうが、原判決が被告人の河川区域における地形変更の 罪を遡及して認めたものでないことは判文上明らかであるから、その前提を欠き、 上告適法の理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。 よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四九年三月一九日

最高裁判所第三小法廷

郷	小	根		関	裁判長裁判官
_	武	野		天	裁判官
勝	吉	本		坂	裁判官
雄	清		里	江	裁判官
己	正	辻		高	裁判官